

# 平成 30 年度 税制改正について

平成 30 年 4 月 1 日に施行（特段の定めがあるものを除く。）された改正税法について、第 68 回税理士試験に影響すると考えられるものを中心にご紹介致します。

なお、第 68 回税理士試験において適用される法令等は平成 30 年 4 月 2 日現在施行のものとされております。

## ◇所得税法

### <概要・制度趣旨>

所得税法では、働き方が多様化している現代、様々な形で働く個人を広く支援すること等の観点から、主に以下の改正が行われました。

#### ① 給与所得控除額

給与所得控除額を一律 **10 万円**引き下げ、給与収入が **850 万円**を超える場合の控除額が **195 万円**に引き下げられます。

#### ② 所得金額調整控除

給与収入が **850 万円**を超える居住者について、特別障害者に該当する者、年齢 **23 歳**未満の扶養親族を有する者等一定の要件を満たす者については、給与所得の金額について、**一定の調整が図られる**こととなります。

#### ③ 公的年金等控除額

公的年金等控除額を一律 **10 万円**引き下げ、公的年金等収入が **1,000 万円**を超える場合における控除額について **195 万 5 千円**の**上限**が設けられます。

また、公的年金等に係る雑所得以外の所得がある場合に、合計所得金額に応じて控除額が更に引き下げられます。

#### ④ 基礎控除

基礎控除額を一律 **10 万円**引き上げ、合計所得金額が **2,400 万円**を超える場合にはその合計所得金額に応じて控除額が**逡減**し、**2,500 万円**を超える場合には**適用なし**となります。

⑤ 配偶者控除等

配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除及び勤労学生控除の合計所得金額の要件について、一律 10 万円ずつ引き上げられます。

⑥ 青色申告特別控除

正規の簿記の原則により記帳している者に係る控除額が 55 万円に引き下げられ、正規の簿記の原則により記帳し、かつ、e-Tax 等により確定申告する場合の控除額が 65 万円とされます。

⑦ 延払基準

従来の延払基準が平成 30 年 3 月 31 日をもって廃止となり、同年 4 月 1 日以後は対象となる資産の販売等がリース譲渡に限定されました。

⑧ 特定の居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得の課税の特例

買換資産が建築後使用されたことのある家屋で耐火建築物以外のもの（非耐火既存住宅）である場合の要件に、取得の日以前 25 年以内に建築されたものであること等の要件（経過年数等要件）が追加されました。なお、経過年数等要件を満たさない非耐火既存住宅を取得した場合であっても、その取得期限までに改修等を行うことにより経過年数等要件に適合することとなったときは、経過年数等要件を満たす家屋を取得したものとされました。

※ 上記①～⑥については、平成 32 年分以後の適用とされています。

## ◇法人税法

### <概要・制度趣旨>

法人税法では、デフレ脱却と経済再生に向け、賃上げ・生産性向上のための税制上の措置等が行われました。このほか収益の認識に関して法令上明確化等が行われました。

主な税制改正項目は次のとおりとなります。

① 所得拡大促進税制

中小企業者等以外については、平均給与等支給額から比較平均給与等支給額を控除した金額の比較平均給与等支給額に対する割合が 3%以上であり、かつ、国内設備投資額が減価償却費の総額の 90%以上である場合には、給与等支給増加額の 15%の税額控除ができます。なお、この場合において、一定の要件を満たすときは、給与等支給増加額の 20%の税額控除ができることとなります。

中小企業者等については、平均給与等支給額から比較平均給与等支給額を控除した金額の比較平均給与等支給額に対する割合が1.5%以上である場合には、給与等支給増加額の15%の税額控除ができます。なお、この場合において、一定の要件を満たすときは、給与等支給増加額の25%の税額控除ができます。

② 雇用促進税制

雇用促進税制のうち、同意雇用開発促進地域に係る税額控除制度は廃止されます。

③ 返品調整引当金

返品調整引当金は廃止されます。

④ 長期割賦販売等

リース譲渡の場合を除き、延払基準により収益の額及び費用の額を計算する選択制度は廃止されます。なお、リース譲渡の特例については、現行どおりの取扱いとなります。

⑤ 所得金額の計算

資産の販売等に係る収益の額として所得の金額の計算上、益金の額に算入する金額及びその帰属時期について法令上明確化されます。具体的には、「益金の額」とは別に、「収益の額」が法令上規定されます。

## ◇相続税法

### <概要・制度趣旨>

相続税法では、高度外国人材等の確保、長期滞在等の更なる促進、合法的な税負担軽減の手法に関する取扱いの見直し及び非上場株式等の納税猶予制度の更なる拡充などを目的として、以下の改正が行われました。

① 相続税・贈与税の納税義務者、贈与税の期限内申告

非居住被相続人、非居住贈与者の意義が改正され、外国人の方からの財産取得について、国内財産のみの課税に留めやすくなりました。また、贈与者が出国してから2年を経過する前に贈与が行われたことを前提として、贈与税の期限内申告書の提出義務について調整が図られることとなりました。

② 小規模宅地等の減額

別居親族が取得した場合の特定居住用宅地等の判定について、**家屋の所有の有無等に関する要件がより厳格化**され、貸付事業用宅地等の判定に関しても、**3年間の貸付事業の継続の有無、事業的規模**で行われているかどうかなどの要件を加えて判定することとなりました。

③ 非上場株式等の贈与税、相続税の納税猶予及び免除の特例

従来の規定を残しつつ、新法においては、非上場株式等に係る贈与税、相続税の**100%納税猶予が可能**となりました。また、納税猶予の適用対象者について、従来の規定では「1社につき、1人まで」とされていましたが、**複数の後継者（3人まで）を選任した場合、複数の贈与者から贈与を受けた場合でも、納税猶予の適用が認められること**となりました。

④ 相続時精算課税適用者の特例

③の規定と連動し、相続時精算課税の特例が新設されました。非上場株式等の贈与税の納税猶予及び免除の特例の対象となる贈与に関しては、**推定相続人及び孫以外の者でも相続時精算課税の適用が可能**となります。

⑤ 特定の一般社団法人等に対する課税

一般社団法人等を利用した課税回避の横行を是正するため、理事に該当する被相続人が死亡した場合には、一定の金額について一般社団法人等に課税することとなりました。

## ◇消費税法

### <概要・制度趣旨>

① 券面のない有価証券等の譲渡に係る国内取引の判定

無券面の有価証券等の譲渡に係る国内取引の判定については、「譲渡者の事務所等の所在地」で補完を行うなど不明確な状態であったことから、**振替機関等が取り扱う有価証券等の譲渡**については、その**振替機関等の所在地**で判定を行うなどの措置が講じられています。

② 輸出品物販売場における免税

外国人旅行者の利便性の向上等の観点から、以下の措置が講じられています。

#### (イ) 免税販売手続の電子化及びペーパーレス化の推進

現行の書面による手続きを廃止し、輸出物品販売場が、外国人旅行者から旅券等の提示を受け、旅券等に記載された情報などの電磁的記録を、電子情報処理組織を使用して、国税庁長官に提供する方法とすることとされました。

#### (ロ) 免税販売の対象となる下限額の判定の見直し

免税販売の対象となる下限額は、一般物品と消耗品を合算判定することは認められていませんでしたが、特殊包装を行うなどを条件として、その一般物品と消耗品の販売金額を合計して免税販売の対象となる下限額を判定できることとなりました。

#### ③ 長期割賦販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例の見直し

国際会計基準を前提とした新たな収益認識基準の検討を踏まえ、長期割賦販売等に該当する資産の譲渡等に係る延払基準の取扱いは廃止となりました。ただし、リース譲渡に係る延払基準の取扱いは、現行どおり規定は存在するため注意が必要です。

#### ④ 申告書の電子情報処理組織による提出義務の創設

資本金額が 1 億円を超える法人などの特定法人が提出する確定申告書などの各種申告書については、記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供しなければならないとされました。

※ 上記②については、平成 30 年 7 月 1 日以後の適用とされています。

上記④については、平成 32 年 4 月 1 日以後の適用とされています。

## ◇酒税法

### <概要・制度趣旨>

租税特別措置法に規定される清酒等・ビールに係る酒税の税率の特例について、その前年度の酒類の総課税移出数量が 10,000 kℓを超える酒類製造者を適用対象から除外した上で、その適用期限が清酒等に係る特例は 5 年延長、ビールに係る特例は 3 年延長されました。なお、平成 29 年度税制改正項目であるビール及び果実酒の定義に係る改正は平成 30 年 4 月 1 日より適用となります。

## ◇事業税

### <概要・制度趣旨>

事業税の主な改正ポイントは「**自署及び押印の義務の廃止**」となります。  
これに伴い、平成 30 年 4 月 1 日以後開始事業年度から申告書に法人の代表者及び経理責任者の自署押印の必要がなくなります。